

生駒市民自治検討委員会第1回広報広聴部会会議録

<事務局>

ただいまから広報広聴部会を開催いたします。本日の会議につきましては、お手元の資料に基づいて進めさせていただきます。初めての部会ですので、十分にご議論いただきたいと思います。

それでは、案件1としまして、第3回の市民自治検討委員会でご協議いただきました設置要綱第7条第2項の規定に基づき、部会長を互選いただきたいと思います。

<協議の結果>

野口委員に部会長していただくことで決定

<野口部会長挨拶>

突然で戸惑っていますが、皆さんの知恵を頂戴しながら、20年、30年を見据えた形で生駒市の発展を考えられる形をつくっていきたいと思っています。広報広聴の場合は、総則、情報、行政事務、財務における14項目を決めていくとともに、秋にシンポジウム、広く市民の方々にご意見を伺うという機会を持つので、その企画・運営も仕事になりますので、この1年色々お願いすることが多々あると思いますが、実りある会議にしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、案件2に入っていきます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

それでは、案件2の当部会の検討事項について御説明いたします。

配付いたしております各部会検討事項という一覧表をお願いいたします。

6月8日の第4回検討委員会で御協議いただきました各部会の検討事項を順次検討願いたいと考えております。

広報広聴部会の検討事項といたしましては、総則分野の前文から財務分野の財政状況の公表までの14項目となっておりますが、前文は最終の部会で検討願うことを意図しまして、第1回目の本日は、(1)の用語の意義、(2)の目的及び(3)の位置づけ・体系・基本理念・最高規範性の3項目を検討願うことといたしました。

なお、6月8日の検討委員会で示いたしました、この一覧表におきましては、地域コミュニティ部会の下段にございます住民投票に係る2項目が調査部会の検討項目となっておりますが、委員会終了後の幹事会におきまして、各部会のバランス等を考慮して、この一覧表のとおりとすること、さらに、部会の検討状況によっては、このように部会の検討事項の変更があり得る旨の決定がなされましたので、よろしく御了承の程お願い申し上げます。

また、1月23日の第3回検討委員会の案件4の今後の予定についての資料で市民自治基本構想策定フロー図を御確認いただきましたが、本年度におきましては、来年度での条例化を念頭に置きつつ、条例に規定する項目、いわゆる見出し部分に当たる項目につきまして、ただいま御説明いたしましたとおり、テーマごとに設けております各部会の検討事項として、それぞれの項目における生駒市としての考え方を整理願ひ、それを来年度に予定いたしております条例化に際しましての骨格となります市民自治基本構想としてとりまとめることを幹事会にて了承いただいておりますので、この点につきましても御理解、御了承賜りますようお願いいたします。

それでは、事前送付いたしております生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第1回）検討資料をお願いいたします。

検討に当たりましては、それぞれの項目ごとに、まずは先進7市町の条例を比較いただきながら、生駒市としての考え方について、条例化の際の想定案文の例示をもとに、事務局案として各項目ごとに考え方、いわゆる基本構想の案を提案させていただき、その事務局案をベースに御議論いただきたいと思います。

例えば、(1)の用語の意義という検討項目につきましては、多摩市の第3条、定義における第1号から第5号の規定から、篠山市の第2条、定義における第1号から第4号までの4市の規定を参考に、次のページの生駒市としての考え方の欄の条例化の際の想定案文として、市民、市、参画、協働の4つの用語を定義することを例示しており、この例示をベースに用語の意義についての考え方としては、太字のゴシック体で記載しております、「使用する用語のうち、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な「市民」、「市」、「参画」及び「協働」を定義する。」という表現で基本構想案とすることを記載しております。

委員の皆様方におかれましては、ただいま申し上げました各市町の条例を参考にした生駒市としての考え方の例示をもとにした太字のゴシック体の基本構想案につきまして、本日は、(1)の用語の意義について、(2)の目的について、(3)の位置づけ・体系・基本理念・最高規範性についての3項目につきまして、順次御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

案件2の当部会の検討事項についての説明は以上でございます。

< 部会長 >

ただいま、事務局の方から説明がありましたが、どういう形で進めていくかですが、まずは、用語の意義ですけど、各一ずつ取り上げながら協議していきたいと思います。また、確認事項ですが、具体的な条例案を作るのは来年度の話であるので、今年度は条例化に向けての基本的な考え方を明確にするという形に絞ってご議論いただけたらと思います。

(1)用語の意義について

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

そうしましたら、用語の意義から皆様の意見を頂戴したいと思います。その前に、「市」「市民」「参画」「協働」という言葉がありますが、「市民」「市」というのは行動主体であり、「参画」「協働」というのは行動になると思います。そういった意味では性質の違うものだと整理ができると思います。それを念頭に置きながら、まずは「市民」というものをどういうふうに考えていけばよいのか、皆様の考えを頂戴したいと思います。基本的なところ、形式的な住民登録などで「市民」を捉えるのか、または市民自治ということ考えた上で「市民」をどういったふうに捉えればいいのか、行政としての管理的な「市民」でなく、具体的に行動し、活動していく「市民」として考えていくのか、そのあたりが大きな考え方の一つとして出てくるのではないのか、そのあたりについて皆様のご意見を頂戴できればと思います。

< 飯尾委員 >

法人の扱いであるが、普通、「市民」というと自然人をイメージするが、はっきり「団体」とうたっている伊賀市・名張市もあるが、ぼかしているところもある。生駒市の場合は「事業を営むもの」となっているが、要は法人は「市民」に入るのかよく分からない。そのところをはっきりしておく必要があるのではないか。

< 上田委員 >

今おっしゃったところですが、市内に在住とか在勤とか、生駒市に住所を置いているとか、住所登録したものは「市民」とすぐ分かるが、活動するもの及び市

内で事業を営むものであるが、市内で事業を営むものは法人であれば市に届出をしている、そのもとにその法人の中で、いろんなやることの、例えばごみ処理一つにしても、生駒市の市民自治の下にやってくれるかということも問題となってくるし、また自分が団体をしているものですから、活動するもの及び市内で事業を営むものの定義をはっきりしておかないと、問題が後々起こるのではないか。例えば、沖縄の基地反対とかは沖縄の人よりも外部の人がガッーといっているが、生駒市でも災害が起こった場合などで外部の人が入ってきた場合に、その人も活動するものとして自治の対象になるのか。このところが掴みどころがないというか、不安がある。市から許可を得た団体とか、そういった何かがあれば、自治はこういったふうに行っていると言えるけど。他市町もさらっっしか謳っていないが。

< 橋本委員 >

私も同じことを考えるのですが、そもそもこの条例を作るための指針はないのか。何か指針がないのに権威づけられるのか。

< 部会長 >

指針は他機関分はないですが、2、3年前からの準備会から積み上げた形で行っている。

< 橋本委員 >

何年か前からやってきた結果、生駒市の用語はこういうふうに行くとというのがこの形となっているのか。

< 部会長 >

一つの考え方としてはそうであるが、これまで積み上げたきた中で「市民」の捉え方としてはこうであろうというのが例示である。ただし、それまでに私たちとしては、今話していただいたような、例えば各市などでもあいまいなところもあるし、生駒市としては明確にした形でしていくべきなのかを考えていけばよいと考えております。

< 事務局 >

前回は説明させていただきましたが、平成 12 年に地方分権一括法が施行されて、それで国と地方自治体の関係が大きく変わりました。それから、三位一体改革があります。今まで補助金については国から交付金があり、十分な行政サービスができていたが、これからはお金がなくなっても、サービスは低下させることはできない。これは市民の力を借りなければできないということになってきた。その中で市民の手を借りて、今までであれば行政が公園、道路の掃除を全部やっていたが、できることであれば市民の方にやっていただければどうか。それが、ひいては住民税をあげる必要もなくなるであろうし、負担も少なくなるであろう。今までは行政が中心となってやってきて、自治会、NPO 等の団体とも協力しながらやってきたが、それをより一層市民が参加しやすいような形にしていこう。例えば、この前言いましたように、もししていこうとしても、そういった制度がない。パブリックコメントにしても、こういうものを市がやりますとしても、これについては必ずしなさいよ、というような義務的なもの、明文化したものがない。こういうものをしますよ、皆さんの意見どうですか、しようかな、しないでもいいのかなというのが自由裁量となっているのが現状です。それを例えば市民の方が意見を言いたくても、パブリックコメントの制度があるから言えないという状況もあると、市民の方が参画しようとしても、ちゃんと明文化していれば、

自分たちはこういう権利の下で意見が言えるという制度を造っていかねばならないと思うわけです。それで、市民自治の基本条例を、市はそれはできませんよと言えますし、どうぞ入ってきてください、例えば市民からするとそういう条例があるから、私たちが入る権利もあるし、責任もあるし、それがこれであると思いますし、それを生駒市は造っていかねばならないと思います。

< 部会長 >

今の事務局の説明を補足すると、これまではさまざまな行政サービスを、私たち市民は需要者である、ある意味で消費者である。行政はそれを供給するという、需要者と供給者、市民というのはいろんな行政サービスを受けるものであるということで進んできたが、そういう形を整理していかねばならない。一つは、今の経済環境・社会環境の変化によって、市が自主的に頑張っただけではいかなければならないであろう。各自治体が自主的に考えていかねばならない以上、市民の一人ひとりもその点に関して自主的に考えていかねばならない。市民が自立的に考え、したがって市も自立的に考えていかねばならない状況になる。そのような状況に今後うまく回転させていくためには私たちとしてはどういったシステムが、どういう仕掛けが必要なのか、そのためにはどういったフレームを考えていけばよいのかということになるのではないかと。

したがって私たちは枠組みを作っていく、その枠組みのパーツというものをきちんと考えていかねばならない。枠組みは作ったけど、パーツがだめであればだめである。

今一度整理すると、個人はよいとしても団体をどう扱うのか、団体の活動をどうするか、参画・協働というのは後で必ず出てくるので、活動というのをどう定義していけばよいのか。

< 上田委員 >

用語の定義はこの4つ、市民・市・参画・協働というくくりでいいと思っている。しかし、市民のところ少し引っかけるところがあり、他のところも名張市のお手本になってきていると思うが、市民というくくりに関しては、伊賀市の(1)のほうが分かりやすい気がする。文言のくくりとしては、この4つを説明しておけば、皆さんは分かりやすいと思う。

< 橋本委員 >

私としては、この4つの項目のくくりとしてはこれでよいと思うが、市民といっても、事業を営むものといっても、非常に幅が広いので、そのへんを規定するのは大変だと思う。例えば、市民でも細かい話ですが、マッサージの医院を開いているが、自治会に入っていない。ごみは出すは、自治会の当番はしないはで、そういった方も市民と言うのか言わないかと言いだすときりが無い。

< 部会長 >

ある程度、具体的に整理できるような形で定義しておかなければならないのではないかと思う。

< 事務局 >

市民というのはおしゃるのによく分かりますが、具体的にこれ、これと定義してしまったら、例えば住民投票どうしましょうといった議論になったとき、事業者も全部入れてとか、市内在住、在勤とか、一ヶ月しかいてない人をどういしていくのか、すぐに仕事の関係ですぐ引っ越すとか、色んなことがあると思うが、住民投票を考えると、住民を広く捉えといて、このうちのこれですよ、そういう捉え方をしていかなざるを得ないと思います。このへんはきっちりと規定でき

ないところではないかと考えます。

< 部会長 >

問題を整理すると、まずは定義すべき言葉として4項目をまず考えていきましようということにご異論はないでしょうか。4項目というのは、市民・市・参画・協働ということによろしいでしょうか。

よろしければ、市民というところから皆さんのご意見を頂戴できますでしょうか。基本的に市民というのを、抽象的に捉えていくのか、あるいは具体的に規定しておくのか、判断としてはそこがあると思う。例えば、広くとっという、問題ごとに市民のグルーピングしていくのも一つの手であるし、それをある程度、広範に捉えたときはそういったことができる、いろんな対応の仕方が可能であるが。基本的にはある程度抽象的に考えるのか、具体的に細かく規定してしまうのか、そのあたりを考えながら、ご意見をいただけますでしょうか。

特に問題というのは、まずは法人の範囲、もう一つは活動をどういう風に捉えていけばよいのか。

< 上田委員 >

事務局の説明のように、文言の定義はこういった形でしておいて、例えば市民はこういうときであればこうである、というような条文が他市町村の条文で後のほうで出てきている。そういうところで詳しく、今回のときは、この市民のところ、例えば住民投票する場合は、この条文の第何条第何項でやりますよとかという形で謳えば、それはそれで分かりますね。

< 部会長 >

ということは、ある程度抽象的に規定しておいて、問題ごとにある程度、具体

的にグルーピングし直してという形に落ち着くかなと。

そうしたときに、まず、各市共通しているのは、市内に居住する者、働く者及び学ぶ者というものはある程度、共通していると思います。市民個人としての捉え方としては、共通していると思います。というのは、先ほど事務局の方から、どのくらい住んでいるのかという話になってくるが、働く者、学ぶ者となってくると、ある程度一定期間いることが前提となってきますので、期間の問題というのはクリアーできる気がする。

< 事務局 >

活動する者も各市見ていたら、色々ありますね。宗教活動も活動であるが、ここで考えているのは、市民と行政の協働ですので、よいまちを作っていこうという活動ですよ。

< 飯尾委員 >

基本的にこれでいって、さっき事務局が言ったように、宗教はだめとか書けないので、細かいことはここで表現する必要はないのではないかと。

< 部会長 >

活動ということでは、活動内容を明確にせずに、問題ごとによって考えるという対応でいけるのではないかと。ですから、例えばごみが云々どうしようかということに関してはご遠慮願ったほうがいいのでは、具体的な問題で対応していけばよいのではないかと。そうすれば、活動する団体というぐらいの、もちろん法人も含まれますが、その点、飯尾委員どうでしょうか？

< 飯尾委員 >

私が申し上げたのは、自然人と法人の二つが両方入ったらそれでいい、それぐらいは曖昧性で入れとけばよい。ぱっと見て、個人だけというのはちょっと、伊賀市でも団体という表現がされているので、それくらいの表現をしてもよいのではないか。多摩市でも団体と入っているの、生駒市においてもそういう言葉を入れておけばよいのでは。

< 部会長 >

例えば、次のページですけど、市内で事業を営む者の中に法人を入れるかどうかということですね。

< 飯尾委員 >

法人というか団体でもいいんですけどね。法人格がないような団体もありますので、それが法人といえるかどうか難しいところですね。

< 荒井委員 >

ここに書いているある活動する者、市内で事業を営む者の者をひらがなで書いているのが問題である。それが個人を指すのか、法人を指すのか、者の定義を示すことができれば、対応できるのではないかと思う。

< 飯尾委員 >

伊賀市ははっきりと個人及び団体という表現をされています。そのほうが明確である。団体といわれると色々ありますよ。

< 上田委員 >

市内に居住する者、働く者、学ぶ者のところが書き方がやさしいので、在住、在勤、在学とかにしたほうが良いのでは。それでは、活動する団体、法人とかの流れのほうがすっといく気がする。

< 事務局 >

今、条例の条文を見ていただいておりますが、目的とかありますが、基本構想の中にこの4つを入れますよと、その中には今議論いただいたことについては考えておかなければならないということにさせていただきたい。

< 部会長 >

先ほど言いましたけど、具体的に条例に関しては来年に検討していきますので、ここでは、法人も含み団体も含むということを確認にすることによっていいのではないかと考えます。

< 春見委員 >

生駒市の例示の中で、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものとあるが、市内で働く者と事業を営むものの違いは何なのか？

< 事務局 >

事業を営むものというのは団体を意味している。

< 飯尾委員 >

市内で活動する者は漢字で、市内で事業を営むものはひらがなとなっているの

は何か意味があるのか？

< 部会長 >

ひらがなになっているのは、団体を含むと考える。

< 飯尾委員 >

それであれば、はっきり謳っておけばよい。

< 部会長 >

ここはむしろ、団体を明確にしたほうが誤解がないと思う。基本的には、二重の意味に捉えられないようにするのが重要であるので、ものというところとそれぞれによって違ってくるので、団体と明確にし、まとめさせていただきたい。

そうしますと、市民というのは市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動する団体を含むということで、市民をまとめさせていただきます。

今度は市ですが、市を定義しているのは多摩市、伊賀市、篠山市ですね。多摩市の場合は具体的に全部あげております。伊賀市の場合は市議会を別の形でいっております。市の執行機関というのは行政と議会をあわせて市と考えている。多摩市の場合は議会が入っていない。改めて協働というところから出てくる。

市議会と行政との関係をどう捉えたらよいのかということが重要となってくる。

< 池田委員 >

例示に書いてあるように一本にまとめてもいいのではないかと。

< 飯尾委員 >

定義で行政と議会を分ける必要があるのかということになってくるが、分け

る必要はないと思う。

< 部会長 >

ないような気がするので、一体として考えてもいい気はする。

< 池田委員 >

一体としてまとめていたほうが分かりやすい。

< 部会長 >

生駒市の例示としてはまとめているが、分ける必要もないと思うので、今ご意見いただいたように、議会も含めた形で市というものを定義するかたちでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

< 荒井委員 >

地方公共団体というのは定義がはっきりしているのか？

< 事務局 >

地方自治法でいう地方公共団体は、行政を執行していく機関とそれをチェックする議会の両輪でやっております。市議会と市長部局、教育委員会部局、附属機関を含めたのが地方公共団体です。

< 部会長 >

そうしますと、市議会も含んだ地方公共団体という形でまとめさせていただきます。

今度は参画という言葉で、これはむしろ行動内容を定義するのですが、これは

参画ということに関しては、企画段階から参画するのが大きなポイントになるのではないかと考えます。多摩市の場合は、抽象的な表現だと思います。名張市が政策立案から実施、評価にいたる各段階においてとあるので、具体的に参画内容を述べています。篠山市は多摩市と名張市の間位です。この場合は、私たちの一つの判断としましては、参画というのは多摩市みたいに抽象的にするのか、名張市みたいに明確にしていくのか、どちらのパターンで考えていけばということになってきますが。生駒市の例としては明確に参画の内容を書いています。

< 池田委員・荒井委員 >

これでいいと思います。

< 部会長 >

そしたら、参画に関してはこの文言で条例に反映させていただきたいと思えます。

最後の協働ですが、多摩市では役割及び責任のもとで、ともに考え協力しとあるが、補完するのがいいと言っているのと、協力し行動するのと、多摩市の場合はいまいにしていますが、他の市は補完するんだということで、協働の内容を明確にしているところがある。そのあたりどうでしょうか。

< 荒井委員 >

協働というのは言葉としての解釈が難しい。協働の3原則があります。自主・自立・対等の原則、相互理解・目的共有の原則、公平・公正・公開の原則、この3つがありますが、これを織り込んだらよいのでは。

< 部会長 >

今、荒井委員から協働に関して、自主・自立・対等の原則、相互理解・目的共有の原則、公平・公正・公開について話がありましたが、文言としてどのように入れていったらいいでしょうか、どういう風に考えていけばよいでしょうか。

< 山田委員 >

意味的には入ってる部分もありますね。

< 部会長 >

対等が入ってますね。協力するということで、相互、共有することがありますし、役割と責任を担うということで、公平・公正・公開に組み込まれるかどうか。対等の立場というのは、自主・自立・対等の対等というのでいけるし、それぞれの役割と責任を担うというのは、自主、自立の精神というところに読み込むことができる。それから、相互に補完し協力するということで、協力するには目的を相互理解し共有しないとできないので、それが読み取れるであろう。役割と責任ということで、それぞれが公正・公平の原則に立たない限り役割は負いかねるので、その意味で今おっしゃた原則は読み込めるのではないのでしょうか。

ただし、条例化に向けてはこの精神は盛り込んだ形で考えていくとして、まとめさせていただきたい。文言は長くなってしまうので、ある程度精神は条例化のほうで盛り込んで欲しい。

(2)目的について

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

次に目的なんですが、二つのグループに分かれると思います。一つは宝塚市、多摩市、篠山市ですが、これをもって市民の福祉とかまちづくりとか、まちのビジョンを謳っているもの、それから伊賀市、名張市ですけれども、自治の確立ということで謳っているものがある。生駒市の例としては、地域社会の創造ということで、伊賀市、名張市に近いと考えられます。ですから、最終目的としての魅力あるまちをつくろうというのと、その最終目的を触れずに地域の自治、その結果としての創造というところとどめておく、その二つの流れがあると思いますが、皆さんのご意見どうでしょうか。

< 上田委員 >

基本自治を確立していくために条文をつくっていくので、生駒市の考え方のように自治の確立を目的とするほうが、流れ的にはよいのでは。

< 荒井委員 >

生駒市の例示の文章でいいと思うが、市民主体の自治の実現ということ織り込んではどうでしょうか。

< 部会長 >

今ご意見をいただきましたが、ビジョンまで踏み込まずに、市民主体の自治を実現するというところとどめといたらどうでしょうかということですが、そして市民の主体的なというのを何らかの形で盛りこむというご意見だと思いますが。

< 事務局 >

今のご意見はごもっとなご意見で、ここには明らかに書いていませんが、具的

な条例の中身については、来年度以降ということで突っ込んだご議論をいただきたいと思います。今年度は基本構想案の考え方、骨格として、目的を確認した上で、こういったことを骨格として入れていきますよということの例示として捉えられたいのと、ただいまのご意見に関しましては、主権者である市民の権利を明らかにするとともにというところの文言と、地方自治の本旨に基づく自治ということで、憲法 92 条で住民自治と団体自治というのがありまして、住民自治の部分におきまして、地方公共団体の意思決定が住民の意志に基づいて行われることという憲法の理念があります。その地方自治の本旨に基づいて自治を実現するということを書いていますので、今おしゃった住民主体の自治ということは十分内容として含んでいるかと思います。基本的に例示の部分というのは、あくまでも、次年度の突っ込んだ話、協議、検討をお願いするというのを念頭に入れながら、基本構想案について、これ以外に何かあれば、目的としてこういうことも入れるべきでないかということにつきまして、ご議論いただければと思います。

< 部会長 >

さきほどまとめさせていただきましたが、一つはまちづくりのビジョンというところまで踏み込まずに、自治というところでとめておくということで、例示の部分とかけ離れておりませんので、これでご理解いただけたらと思います。

< 事務局 >

この内容を来年ご議論いただきますが、条例は言葉が固い、分かりづらいとありますが、一般市民の方が見られる条例ですので、誰でも分かりやすい形でつくっていかねばならない。地方自治の本旨にこういうことを書いていますよ、それは入っているが、市民の方は分からない、行政も分からない、来年作ってい

くときは誰が見ても分かりやすいように作っていかなければならない、そういうふうには思っています。

< 部会長 >

難しい法律文案にならないように、今後重要なことですので、文面によっては魂を入れずに終わってしまうかもしれないのでそうならないように。

< 事務局 >

あくまで、例示ということで捉えていただきたいというのが一点ありまして、来年度条例化ということで、こういう条文化になるかは別として、条文化していく際に、例示の中に出てくる文言、例えば地方自治の本旨という文言について、地方自治の本旨とは何かということの資料も条文化していく作業の中では提示させていただきたいと思います。

ご議論いただいた内容につきましてはまとめていきますので、来年度その際に再度一からでなしに、こういう提言ありました、その上で次の議論をできるようにさせていただきたいと思います。

(3)位置づけ・体系・ 基本理念・最高規範性

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

位置づけ・体系・基本理念・最高規範性ですが、ここではとりあげている市では、まちづくりを前面に押し出している部分と、この条例そのものの位置付けを明確にしている部分とに大きく分けられると思います。生駒市の例としては、シンプル形で、位置づけだけはきちんとしていこうということをやっていますがど

ちらの方向をとろうか、実は前に議論いただいた、目的とある程度連動しているのですが、目的をこういう形でするとむしろ、最高規範なんだということをきちんと謳っておけば、後はいろんなことが重複しかねないので、これはむしろ、シンプルに位置付けだけ明確にしたらいいのではないかと思います。

< 池田委員 >

この形がシンプルで良いと思う。

< 橋本委員 >

まちづくりとなるとややこしくなるのでは？

< 部会長 >

まちづくりとなりますと、いろんな微妙な価値判断がそれぞれ出てきますので、話しがややこしくなると思いますので、そのややこしくなっている部分をきれいに整理するために必要ですので、シンプルに最高規範であることを明確にすればいいのではないかと。

< 飯尾委員 >

まちづくりということであれば、そっちのほうで条例を作ればいい。あくまでも、これからまとめられる自治のための最高規範、憲法みたいなものを出しておけばよいのでは。

< 事務局 >

まさに、そうですね。それについて、各条例がぶら下がっていく。ただ、心配なのは、条例は議会に諮り、議会の承認を得て初めてできる。規則は市長が決

められますが。条例を作ったときに、いろいろぶら下がっていく形になりますが、例えば情報公開条例がありますが、そういったものとの整合性、先に作って後に作っていけば整合性はとれますが、できている部分があって、自治条例ができて、整合性をとることになると、そのときにそっち（情報公開条例）の方も議会に諮らなければならないという懸念も出てきます。

< 部会長 >

今日、ご意見いただいたものに関しては、今後には問題はない、ある程度幅を取った形で対応できる形になってますので。

検討事項としましては、用語、目的、位置づけに関しましては、こういう形でまとめさせていただきました。検討事項としましては、これによろしいでしょうか。

< 事務局 >

今、太字の部分で議論いただいて、いろんなご意見いただきましたが、基本構想の中に入れてらと思っております。

今議論いただいた、目的とか定義とかは、条文のいいところをとってきて、できたとしていけば簡単ですが、このように長い間かかるということは、市民公募の方も各種団体から来ていただいている方も、これについてのご理解をいただきながら、団体であれば、組織の構成員の方に反映していただくなりして、理解を深めながら条例を作っていきたい。条例を作っても魂が入っていなければ何もならないので、議論等の中で仲間意識とか、こういうことをしていかなければならないとかというのを理解をいただきながら進めていきたいと思っております。

今後の日程ですが、全体での検討委員会、各部会及び幹事会等の開催日程であります。

先の第4回検討委員会開催後の幹事会におきまして、当面の各会議の開催スケジュールを協議いただき、この一覧表のとおり決定いただいたところでございます。

皆様に関係いたします会議等としましては、本日の広報広聴部会以降、10月12日（金）の第2回広報広聴部会、11月8日（木）の第3回広報広聴部会、11月9日（金）の第5回検討委員会、12月8日（土）のシンポジウム、1月17日（木）の第4回広報広聴部会が対象となっております。

なお、2月の第6回検討委員会の開催日程は未定であります。それぞれ、会議開催前には資料とともに開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今後の会議開催日程についての説明は以上でございます。

< 橋本委員 >

ちょっと間が開いているような気がします。

< 事務局 >

他の部会との兼ね合いもありますし、またこちらの都合ですが、議会とか市の事業とかありますので。

< 部会長 >

全体としてはこのくらいの回数だと思いますが、シンポジウムの開催を広報広聴がある程度考えていくことになります。これは全体としてやるんですね？

< 事務局 >

そうです、全体としてやります。

< 部会長 >

10月、11月位から検討事項とともに、シンポジウムどうしようかということも考えていかなければならないのではないか。11月である程度骨格をつくらなければならない。

< 飯尾委員 >

スケジュール的にシンポジウムをやるのであれば、きついように思うのであるが。

< 事務局 >

今日につきましては、2時間位でしたが、各項目でやっていただきましたと思いますが、例えば市民についてはどう、とか一つ一つやっていました。当初考えていたのは、基本構想に入れる文言の中にこの太字の枠についてどうですか、ということにご議論いただければと思っていたわけです。

一つずつ、一つずつ市民、市、参画、協働について個々に協議いただいて、結構な時間がかかりましたが、黒の太枠について大枠を基本構想の中に入れるために協議していただきたいと。それであれば、シンポジウムの時間もとれるであろうと思います。

< 部会長 >

その点に関しましては、幹事会で他部会の動きもありますので、事務局で考えていただきたい。

< 荒井委員 >

次が10月であれば忘れることもあるので、スケジュールを組みなおしてはどうか？それが一つと、現在やっているのは条例作りのために話し合いをしています。条例を作ってから実行段階に入ってからが大事ですね。特に、意識改革それから協働が時間がかかりますよね。そのために、飛行機で言えば、助走しなければ離陸しない。ですから、条例作りのためにやっていると、条例ができて、やろうかといってもまた時間がかかる。市民の立場から考えると、何していいか分からない。シンポジウムで意見を交換するのは大事ですが、市民との交流からしたら、市民自治検討委員会だよりを作って、市の広報の中に入れて、こういう状況で進展していますということをしてはどうか。あるいは、部会は違いますが、住民自治協議会をスタートすると時間がかかりますから、準備委員会をつくってはどうか。

< 事務局 >

おしゃったように、広報広聴部会は条文の検討だけでなく、シンポジウムとか広報をどうしていくとか、そういう議論が入ってきます。ですから、日程を調整し直しを考えてみます。

< 部会長 >

そうしましたら、8月末から9月の間で日程を事務局と検討していきたいと思えます。少なくとも、あともう一回はできるだけ早く開催する方向でよろしいでしょうか。スケジュールはそれでよろしいでしょうか。

その他、ご意見等はございますでしょうか。また、何かありましたら事務局の方へお願いしたいと思えます。

今日はどうもありがとうございました。

